

第1部 計画の構想

交通の安全のための施策を講ずるに当たっては、人命尊重の理念を基本に、車両、船舶、航空機等の交通機関、それを運転・運航する人間及びそれらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、適切かつ実施可能な方策を総合的に検討し、計画を作成するものとする。

第一に、交通機関が原因となる事故の防止対策としては、不断の技術開発によってその構造、設備、装置等の安全性を高めるとともに、各交通機関の社会的機能や特性に考慮を払いつつ社会的要求に応じた安全水準を常に維持させるための措置を講じ、更に、必要な検査等を実施しうる体制を一層充実させるものとする。

第二に、交通機関を運転・運航する人間にに関する安全対策については、安全な運転・運航を確保するため、運転・運航する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、資格制度の合理化、指導取締りの強化、運転・運航の管理の改善、労働条件の適正化等を図るものとする。

更に、交通事故防止のためには、広く国民の交通安全

思想の高揚と交通道徳意識のかん養を図ることが極めて重要であることにかんがみ、交通安全に関する教育及び広報活動を充実するとともに、民間の自主的な交通安全活動を積極的に推進するものとする。

第三に、交通環境に係る安全対策としては、交通安全施設の整備、交通管制システムの充実、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報の充実等を図るものとする。

また、交通環境の整備に当たっては、特に、混合交通に起因する接触の危険を排除するため、必要な方策を講じて、交通の流れを秩序付け、もって安全な通行・運航に資するものとする。

以上の考え方の下に、有効適切な交通安全対策を講ずるに当たっては、その基礎として交通事故原因の総合的な研究調査の実施、交通の安全に関する科学技術の振興及びそれらの成果の普及を図るとともに、交通事故が発生した場合に、その被害を最少限に抑えるため、迅速な救急救助活動の充実、負傷者の治療の充実、損害賠償の確保等被害者の救済に必要な措置に万全を尽くすよう努めるものとする。